

東 能 勢 中 学 校 P T A 規 約

第 一 章 名 称 及 び 事 務 所

第 1 条 本会は、豊能町立東能勢中学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

第 二 章 目 的 及 び 活 動

第 2 条 本会は、会員相互が協力し、学校と家庭と社会における生徒の幸福をはかることを目的として、次の諸項の活動をする。

- 1、生徒の人格の円満な成長を計るために、学校と家庭との連携を一層緊密にする。
- 2、学校教育、家庭教育、社会教育の認識を深め、生徒の生活環境の整備につとめる。
- 3、日常生活を通して、会員相互の親睦・融和・相互扶助につとめる。
- 4、会員相互の教養を深めるため、研修をおこなう。
- 5、公費の確保につとめる。

第 三 章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的な団体として、次の方針に基づいて会務を遂行する。

- 1、生徒の教育並びに福祉のために活動する他の機関及び団体と協力する。
- 2、自主独立のものであって、他の如何なる機関及び団体の支配・統制及び干渉をもうけず、政治活動または宗教活動はおこなわない。
- 3、学校及び教育委員会と教育問題について討議し、また、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、管理や人事に干渉するものではない。

第 四 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員をもって構成する。

第 5 条 会員はすべて平等な権利を有する。ただし、保護者会員の総会における議決権は1世帯1票とし、会員数はこれに準ずるものとする。

第 五 章 役 員

第 6 条 本校の役員は、次の通りとする。但し、特別な事情がある場合は、運営委員会で決定し、増減することができる。

- 1、会 長 1名 (保護者)

- 2、副会長 2名 (保護者)
- 3、書記 2名 (保護者1名及び教職員1名)
- 4、会計 2名 (保護者1名及び教職員1名)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1、会長は、本会の代表者であって総会・運営委員会及び他のすべての会合を召集する。また、総会の議長を選出し、決定事項について執行の責任を負う。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3、書記は、総会及び運営委員会の開催について通知し、議事を正確に記録し、各委員会の活動状況を把握する。
- 4、会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、運営委員会において適宜報告する。また総会において会計監査委員の監査を経て、決算報告をする。

第8条 役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

第9条 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の責任で補充する。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六章 会計監査委員

第10条 本会には経理を監査するため会計監査委員2名を置く。会計監査委員の選出は前年度の会長が指名する。

第11条 会計監査委員は必要に応じて会計の監査をおこなうことができる。決算の監査は総会において報告しなければならない。

第12条 会計監査委員の任期は1年とする。

第七章 運営委員会

第13条 運営委員会は、役員及び常任委員会の各正副委員長で構成する。

第14条 運営委員会は、本会の運営について必要とする事項について審議し処理するが、主なものは次の通りである。

- 1、各常任委員会の立案企画した事項の連絡調整
- 2、予算案及び予算執行に関する連絡調整
- 3、その他総括的重要事項

第15条 運営委員会は、会長が必要と認めたととき開催する。

第16条 運営委員会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。議事は出席者の過半数で決める。

第17条 校長及び教頭は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第八章 委員会

- 第18条 委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。
- 第19条 常任委員会は、文化教養・広報・学年の3委員会で構成し、それぞれ委員長・副委員長各1名、常任委員若干名をおき、本会の活動に必要な事項について立案実施、研究、調整する。
- 第20条 常任委員会の任務は次の通りとする。
- 1、文化教養委員会は、研究会・講演会・講習会等の会員相互のための教育の推進と地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加できるよう努める。
 - 2、広報委員会は、PTA新聞等を通じてこの会の活動状況を伝え、会員相互の意志の疎通をはかると共に、地域社会に対し認識と理解を得るため、情報の伝達に努める。
 - 3、学年委員会は、担任教員と保護者との連絡を密にし、各学年内の会員の研修や会合の企画運営にあたる。
 - 4、各常任委員会の委員は、自らが所属する委員会のみならず、各常任委員会が行う行事・催し・活動に協力し、積極的に参加する。
- 第21条 常任委員会の委員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。
- 第22条 特別委員会は、特別の目的を遂行するために役員の承認を経て会長が設置し、その責任を遂行する。所定の任務が完了したとき自動的に解散する。
- 第23条 校長・教頭及び教職員は委員会に出席して意見を述べることができる。

第九章 総会

- 第24条 総会は、本会の会員をもって構成され、本会最高の議決機関である。
- 第25条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が召集する。
- 1、定期総会は1学期中に開催する。
 - 2、臨時総会は会長または常任委員会が必要と認めたとき、あるいは全会員の10分の1以上の要求があった時開催する。
- 第26条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければその議事を開き議決することができない。
- 第27条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第十章 役員・常任委員の選出

第28条 運営委員(役員・常任委員会の各正副委員長)の選出は、次の通りおこなう。

- 1、選出については、運営委員が選挙管理委員となる。
- 2、現1年生の保護者・現2年生の保護者に書面にて立候補を募る。立候補者が定員に満たない場合は本条3・4・5・6項の手順で運営委員選出集会(以下「集会」という)を開き、役員・常任委員会の各正副委員長を選出する。
- 3、集会は本校校区全域の現2年生及び1年生の保護者を対象として開くこととする。
- 4、運営委員は集会までに役員の履歴についてのアンケート調査を実施し、集計しておく。
- 5、アンケート結果をふまえて、集会にて役員は現2年生から、常任委員会の各正副委員長は現1年生から候補者を確定する。
- 6、役職については、確定した候補者の中で、現運営委員会の主催により互選する。

第29条 常任委員会の委員の選出は、次の通りおこなう。

- 1、文化教養・広報委員会の委員は、集会にて現2年生の保護者の中より原則4名の候補者を第28条2項に引き続き選出する。なお、選出人数の調整については現運営委員会が行う。
- 2、学年委員会の委員の選出は、学年毎に2名以内とし、1世帯1名を4月初旬までに当該学年に属する会員の互選によって選出することを基本とする。但し、3学年の学年委員は、役員選出者の中から2名選出し、学年委員会の正副委員長を兼任してこれを担う。

当該年度の運営委員、学年委員以外の常任委員との兼任はできない。但し、3学年はこれに該当しない。また複数の生徒を持ち、同時に選出された場合には、上級学年の委員を優先する。

- 3、2により決定した学年委員に欠員が生じた場合は、当該学年内で新たに選出する。

第30条 会長は、原則1世帯1回とする。ただし、自ら立候補する場合はこの限りではない。

第31条 運営委員・常任委員会の委員及び会計監査委員は、4月1日に就任する。但し、学年委員は互選で選出された翌日に就任する。

第32条 第28条6項において就任した運営委員、及び第10条で指名された会計監査委員は、総会で承認を得なければならない。

第 十 一 章 会 計

第 3 3 条 本会の経費は、会費とその他の収入をもってあてる。会費の額は総会で決定する。

第 3 4 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 十 二 章 規 約 改 正

第 3 5 条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第 十 三 章 付 則

第 3 6 条 この規約に質疑が生じたときは、運営委員会の解釈に従い、不備な点は一般社会通念によって補う。

- 第 3 7 条
- 1、この規約は1997年4月24日に改正し、1997年5月1日より実施する。
 - 2、この規約は2000年4月27日に改正し、2000年4月28日より実施する。
 - 3、この規約は2002年4月19日に改正し、2002年5月1日より実施する。
 - 4、この規約は2005年4月28日に改正し、2005年5月1日より実施する。
 - 5、この規約は2005年11月19日に改正し、2005年11月20日より実施する。
 - 6、この規約は2007年11月3日に改正し、2007年11月4日より実施する。
 - 7、この規約は2009年4月24日に改正し、2009年4月27日より実施する。
 - 8、この規約は2010年4月23日に改正し、2010年4月24日より実施する。
 - 9、この規約は2011年4月23日に改正し、2011年4月24日より実施する。
 - 10、この規約は2012年4月26日に改正し、2012年4月27日より実施する。
 - 11、この規約は2013年4月26日に改正し、2013年4月27日より実施する。
 - 12、この規約は2015年12月9日に改正し、2015年12月10日より実施する。

弔慰に関する細則

第 1 条 この細則は、東能勢中学校PTAの会員及び生徒の弔慰について定める。

第 2 条 会員又は生徒が死亡した場合は、香料（5,000円）及び弔電をする。

第 3 条 葬儀には役員が参列する。

東能勢中学校PTA組織図

